

## 選挙運動用自動車運転手契約書

岩内町議会議員選挙候補者 (以下「甲」という。) と  
(以下「乙」という。) とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり  
契約を締結する。

### 1 業務内容

公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

### 2 運転する期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

ただし、当該選挙が無投票となった場合は、運転する期間を短縮することができる。

### 3 運転する車の車種及び登録番号

### 4 契約金額 金 円 (税込)

(内訳 1日につき 円 (税込) × 日間)

ただし2のただし書に該当するときは、1日の単価に運転した期間の日数を乗じて得た額とする。

### 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき岩内町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が岩内町に請求できる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

### 6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 岩内町議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印